

目 次

I 総論	1
第1 計画策定の基本的な考え方	1
(策定の趣旨、計画の位置付け、計画を定める範囲、計画の構成、計画期間、 計画の推進)	
第2 群馬県の教育を取り巻く状況	2
1 人口減少社会の到来	2
2 東日本大震災の教訓	2
3 国際化、情報化の進展	2
4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり	2
5 厳しい経済状況	3
6 児童生徒や教員の状況	3
(学力の状況、生活習慣・生活規律の状況、体力・運動能力の状況、 特別支援教育の状況、外国人児童生徒の状況、公立学校教員の状況)	
7 家庭や地域の教育力と生涯学習の状況	5
第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向	6
1 基本目標	6
2 施策の方向	7
3 「7つの基本施策」と「17の取組の柱」	8
4 各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組	10
II 各論	11
第1 具体的な取組の展開	11
第2 「取組」の構成	11
第3 施策体系	12
第4 具体的な取組	13
基本施策1 時代を切り拓く力の育成	13
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する	14
取組1 時代に応じたキャリア教育の充実	14
取組2 より実践的な職業教育の推進	16
取組3 特別な支援を必要とする生徒への就労支援の充実	18
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する	20
取組4 文化芸術や尾瀬学校等の郷土資源を活用した学びの推進	20
取組5 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進	22
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する	24
取組6 国際理解教育の充実	24
取組7 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進	26

基本施策2	確かな学力の育成	29
柱④	基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める	30
取組8	基礎的・基本的な知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成	30
取組9	しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立	34
柱⑤	発展的な教育により社会へ参画する力を育成する	36
取組10	ものづくり産業等へつながる理数教育の推進	36
取組11	情報通信技術（ICT）活用能力と情報モラルの育成	38
取組12	地域を発展させる大学の充実	40
基本施策3	豊かな人間性の育成	43
柱⑥	自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、規範意識を高める	44
取組13	ボランティア活動や体験的な活動の充実	44
取組14	「向上する心」「やりぬく心」「大切にできる心」を育む道徳教育の充実	46
取組15	自らの行動につながる人権教育の推進	48
柱⑦	いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する	50
取組16	いじめの早期発見・早期解決	50
取組17	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	52
基本施策4	健やかな体の育成	55
柱⑧	児童生徒の体力向上を図る	56
取組18	体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実	56
取組19	運動部活動の充実	58
柱⑨	児童生徒の心身の健康を保持増進する	60
取組20	健康な体づくりを目指す健康教育・食育の推進	60
取組21	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理	62
基本施策5	信頼される学校づくり	65
柱⑩	教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する	66
取組22	大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上	66
取組23	児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした新たな課題への対応力の向上	68
取組24	教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康管理	70
柱⑪	特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する	72
取組25	障害の重度・重複化、多様化への対応と障害のある子とない子の交流や共同学習の推進	72
取組26	特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実	74
柱⑫	特色ある学校づくりを推進する	76
取組27	家庭や地域の意見を生かした開かれた学校づくり	76
取組28	高校教育改革の推進	78
取組29	私立学校の振興	80

基本施策6	安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成	83
柱⑬	安全・安心な教育環境を確保する	84
取組30	学校の耐震化・長寿命化の推進	84
取組31	就(修)学確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実	86
柱⑭	災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで 推進する	88
取組32	学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進	88
取組33	学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実	90
基本施策7	地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築	93
柱⑮	幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する	94
取組34	幼児期の成長と子育てを支援する社会づくり	94
取組35	市町村や民間団体と連携した家庭教育支援の推進	96
柱⑯	社会教育を推進し地域の教育力を高める	98
取組36	地域の学びを支える人材づくり	98
取組37	青少年教育の推進	100
取組38	学校支援センター等の充実	102
柱⑰	生涯にわたる多様な学びを推進する	104
取組39	読書活動の充実と県立図書館の機能強化	104
取組40	多様な課題に対応した学習機会の充実	106
第5	達成目標一覧	108

III 資料編 115

第1	人口の動向	115
1	年齢別人口の動向	115
2	小・中・高校の児童生徒数の動向	115
第2	公立学校の耐震化の状況	116
第3	国際化及び情報化の状況	117
1	県内企業の海外進出の状況	117
2	児童生徒の携帯・インターネット利用の状況	117
第4	文化財の状況	118
1	群馬県内の指定文化財一覧	118
2	「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に向けた動き	118
第5	経済状況	119
1	雇用情勢	119
2	生活保護世帯数の状況	119
第6	児童生徒や教員の状況	120
1	学力等の状況	120
(1)	公立小・中学校	120
ア	学力の状況	120
イ	学習意欲の状況	120

(2) 高等学校	122
ア 進学の状態	122
イ 就職の状態	122
2 生活習慣・生活規律の状態	123
(1) 朝食の習慣	123
(2) 家庭でのコミュニケーション	124
(3) マナーやルールを守る意識	124
(4) いじめの状態	125
(5) 不登校の状態	125
(6) 問題行動の状態	126
(7) 中途退学者の状態	126
3 体力・運動能力の状態	127
4 特別支援教育の状態	128
(1) 特別支援学校の配置状況	128
(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導の状態	128
(3) 就労の状態	129
5 外国人児童生徒の状態	129
6 教職員の状態	130
(1) 教員の年齢構成	130
(2) 教職員の病気休職者の状態	130
第7 学校と地域の連携及び生涯学習の状態	131
1 学校と地域の連携の状態	131
(1) 学校支援センターの実施状況	131
(2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況	131
2 ぐんま県民カレッジの入学者の状態	132
第8 平成25年度県政県民意識アンケートの結果（関連項目抜粋）	132
第9 群馬県教育振興基本計画（第1期：平成21年度～平成25年度）の 実施状況	132
(参考) 策定の経緯	133
(策定経過、群馬県教育委員会委員名簿、第2期群馬県教育振興基本計画 策定懇談会委員名簿、同策定委員会委員名簿)	

注) 本計画書における「障害」及び「子ども」の表記について

- 1 本計画書では「障害」と漢字で表記しています。「障がい」と漢字仮名交じりで表記する場合がありますが、本計画の上位にある法令及び群馬県総合計画における表記に準じました。
- 2 本計画書では「子ども」と漢字仮名交じりで表記しています。文部科学省の文書は「子供」と漢字表記に今後統一するとされましたが政府としての統一的な対応ではなく、また、本県では上位計画である群馬県総合計画や、他部局の計画、施策等において漢字仮名交じり表記が一般的であることから漢字仮名交じり表記としました。

I 総論

第1 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

群馬県では、平成18年の教育基本法の改正を受け、平成21年3月に策定した群馬県教育振興基本計画に沿って、これまで様々な教育施策を推進してきました。

当該計画が平成25年度で最終年度となることから、教育分野において引き続き取り組むべき課題やこの間の社会情勢の変化により生じた新たな課題等に対応していくため、第2期群馬県教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画として策定します。
- (2) この計画は、群馬県総合計画に連なる、群馬県の教育分野における最上位計画に位置付けます。

3 計画を定める範囲

本県の各施策分野の計画が県総合計画に連なる体系に整理されたことから、第2期群馬県教育振興基本計画では、教育施策として取り組むものについて方針を定めることとします。

従って、他の分野の計画で取組方針が定められているものは、原則としてこの計画において重複して定めないものとします。(例：本県では文化やスポーツ(学校体育を除く。)は、それぞれ別の施策分野として位置付けられています。)

ただし、各分野の施策と密接に連携し、教育施策として主体的に取り組んでいく必要があるものは、この計画において取組方針を定めます。

4 計画の構成

この計画は、総論と各論で構成しています。

(1) 総論

本県の教育を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の教育施策の基本目標及び基本目標を具体化するための視点、基本施策、取組の柱を示しています。

(2) 各論

基本施策及び取組の柱に沿って具体的に推進する取組について、その内容や数値目標等を示しています。

5 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

6 計画の推進

この計画を効果的かつ着実に実施していくため、各取組に沿った事業計画を毎年度当初に「教育行政の主要施策」としてまとめます。また、毎年度終了後、取組の効果や課題等を点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていきます。

なお、当該点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に基づく「教育委員会の点検・評価」と併せて実施します。

第2 群馬県の教育を取り巻く状況

※ 統計的なデータ及びその分析については、「Ⅲ 資料編」を参照ください。

1 人口減少社会の到来

群馬県の人口は、既に減少に転じており、平成24年から200万人を下回る状況が続き、今後も減少していくと推計されています。

年齢別では、14歳以下の年少人口が平成22年から平成32年の10年間で16%減少し(27万5千人→23万人)、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が12%減少する(125万9千人→111万3千人)と推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は22%増加する(47万4千人→57万8千人)と推計されています。

こうした状況から、児童生徒数が減少していく中での学校教育の活力の維持、社会的・職業的に自立し地域社会を支える人材の育成、高齢者を含めた地域の教育力の活用等が今後の課題として挙げられます。また、人口の維持に向け、家族をもつことや親になること、男女が協働して育児を行うことの大切さについての理解を促進していくことも求められています。

2 東日本大震災の教訓

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「釜石の奇跡」と言われる出来事から、いざというときに自ら判断して行動することの重要性に改めて気付かされました。群馬県は比較的災害が少ないという意識が強いことから、地震、火山災害、水害等に対する備えや防災意識の向上を一層推進する必要があります。また、防災に関する知識だけでなく、危機を乗り越え、命を守るための判断力や想像力を育むことも必要です。

さらに、震災直後の対応やその後の復興への努力の中で、困難に向かって諦めることなく、状況を自らの確に把握し、考え、行動する力をもつことや、地域社会、ボランティア等の多様な人々とつながりを持ち、支え合うことができる力が、社会生活を営んでいく上で大切であることも再認識されました。

3 国際化、情報化の進展

群馬県では平成24年3月に群馬県国際戦略を策定し、著しい経済発展が進む東アジアの勢いを取り込み本県経済の活性化につなげていくための取組を積極的・戦略的に進めています。本県は内陸県ですが製造業を中心に海外に事業展開している企業も多く、さらに今後は農畜産物輸出や外国人観光客受入の増加も見込まれます。今後、県民が世界と直接関係をもつ機会が一層増えていくことから、群馬県人としてのアイデンティティを高めるとともに、幅広い視野で異文化を理解する力や自ら発信し行動できる力を育成していくことが課題となっています。

また、タブレットパソコンやスマートフォン等の情報通信機器が急速に普及してきています。それらを活用した効果的な授業の実施や、情報モラルを理解した上で学習や社会生活の中でそれらを使いこなす力の育成が必要です。

さらに、高齢者も情報通信機器を活用することにより、自立、生きがいの創出や社会への貢献が図れることが期待されます。

4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり

県民が心の豊かさを実感し、郷土への愛着や誇りを育むためには、地域の多様な歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、特色ある地域の歴史を学び、本県のすばらしさを誇りに思う心を育てることが大切です。

本県には世界遺産を目指している「富岡製糸場と絹産業遺産群」や古代東国の文化的中心であったことを示す数多くの古墳をはじめ、貴重な歴史文化遺産が豊富に存在します。これらを積極的に活用することにより、郷土への誇りや豊かな心を育成していくとともに、国内外に発信していくことが求められています。

5 厳しい経済状況

群馬県の経済状況は、平成20年度及び平成21年度の実質経済成長率がリーマンショックの影響から大きなマイナス（20年度：-3.5%、21年度：-4.5%）になるなど厳しい状況が続きました。その後は、東日本大震災の影響による一時的な落ち込みはありましたが徐々に持ち直しつつあり、本県の経済関連指標は全国平均を上回っている状況にあります。（有効求人倍率(平成25年7月)：本県1.07倍、全国0.94倍。被生活保護世帯の割合(平成24年12月)：本県0.70%、全国1.69%) また、日本再興戦略の策定(平成25年6月)や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等、新たな経済成長への期待も高まっています。

しかし、現在も被生活保護世帯数が増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況は続いており、学ぶ意欲のある者が経済的な制約にかかわらず、しっかりとした教育の機会を得られるようにしていくことが今後も必要です。

また、企業の雇用形態が多様化する中で、その時代に応じた勤労観、職業観を育み、本県のものづくり産業等の将来を担う若い労働力を育成することも必要です。

6 児童生徒や教員の状況

(1) 学力の状況

全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の国語・算数で「知識」、「活用」がともに全国平均を下回っており、特に「活用」については全国平均を大きく下回っています。一方、中学校では国語・数学の「知識」、「活用」とともに全国平均を上回っている状況にあります。引き続き基礎基本の確実な定着を図るとともに、知識・技能を活用する能力を育成することが課題となっています。

また、家や図書館で、1日当たり30分以上の読書をしている児童生徒の割合は小学校で40.4%、中学校で33.1%と全国平均を上回っていますが、読解力はあらゆる面での基礎となり、学習指導要領にある「言語活動の充実」とも結び付くことから読書活動を推進していくことが今後も必要です。

高校においては、民間の教育研究機関の調査結果によると、全国的な傾向として、学校外における学習時間の減少や各教科の理解度が低い傾向にあることが指摘されています。高校においても思考力・判断力・表現力を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図り、確かな学力を育成する必要があります。

(2) 生活習慣・生活規律の状況

全国学力・学習状況調査等の結果では、食習慣等から群馬県の児童生徒の生活習慣の状況や規範意識は全国平均に比較するとよい状況にあると言えます。

一方で、児童生徒一人ひとりに、社会の構成員としての自覚をもたせることが必要と考えられますが、こうしたことを育成する体験的な学習の場面が学校や家庭、地域において少なくなっていると言われており、体験学習やボランティア活動の充実が必要です。

さらに、いじめ、不登校、問題行動、中途退学等の問題は依然として発生しており、規範意識や社会性を向上させ実際の行動に結び付けていくことが課題となっています。

(3) 体力・運動能力の状況

児童生徒の体力については、健康の保持増進のみならず、学習意欲や気力といった精神的な面の充実にも大きく関わり影響します。

全国体力・運動能力調査の結果では、中学校は全国平均をやや上回っているものの、小学校は大きく下回っており、さらに、肥満傾向の児童生徒の割合も高い状況となっています。将来的には生活習慣病等、健康へ影響を及ぼす可能性があることから、特に小学校段階で運動の楽しさを体感させ、運動習慣を身に付けさせることが課題となっています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、児童生徒がスポーツに関心をもって積極的に活動できるように取り組んでいくことが大切です。

(4) 特別支援教育の状況

特別支援教育を受けている児童生徒の数は、児童生徒全体の数が減少している中で増加傾向にあり、今後も特別な支援を必要とする子どもへの支援を充実させていくことが必要です。

また、障害の有無に関係なく、子どもたちが共に生活し、互いに尊重し合う感性を、幼少期から教育の場を通じて育み、共生社会の実現を目指していくことが必要です。

さらに、本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国で上位にありますが、一般就労できる生徒をより増やしていくことが必要です。そのためには、地域社会との積極的な交流による障害に対する理解の促進や企業セミナー開催等による生徒一人ひとりの希望や障害の特性と雇用を求める企業の業務内容とのマッチング等、障害のある生徒の就労支援を一層充実していくことが求められています。

本県では、現在、特別支援学校が設置されていなかった地域への特別支援学校の整備を進めていますが、引き続き地域的な偏在の解消に努め、特別支援学校のセンター的機能の充実等を図っていくことが必要です。

(5) 外国人児童生徒の状況

県内には、人口比で外国人の占める割合が全国的に高い市町村があります。外国人児童生徒数は厳しい経済状況から減少傾向にありますが、平成24年度現在で2,500人を超える外国人児童生徒がおり、その教育の充実を引き続き図っていく必要があります。また、すべての児童生徒に、広い視野から異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力を育成し、多文化共生社会への対応を図っていくことが必要です。

(6) 公立学校教員の状況

本県の公立学校教員の年齢構成は、第2次ベビーブーム世代が学齢期の頃に採用された50歳代が多く、今後10年間に退職者数がピークとなることから、学校運営の中核となる中堅教職員であるミドルリーダーの育成等、大量退職への対応が課題となっています。また、病気休職者数が毎年100人を超え、その約半数は精神疾患が原因となっていることから、教員の心の健康を保持・増進するメンタルヘルス対策にも引き続き取り組む必要があります。

さらに、協働型・双方向型の新しい学びへの授業の変革、児童生徒の心のケアの充実、体罰禁止の徹底等に対応するため、教員の資質向上を図ることも課題となっています。

7 家庭や地域の教育力と生涯学習の状況

近年、少子化や核家族化の進展等の家族形態の変化、地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、社会情勢が大きく変化する中で、県民一人ひとりが生涯を通じて、自らを磨き高め、自己実現を図るための生涯学習が重要となっています。

こうしたことから、学校、家庭、地域、企業、市民団体等が連携した様々な活動により家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、生涯学習で習得した知識や学習成果等を地域社会の中で生かすための環境整備が課題となっています。

第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向

1 基本目標

(1) 基本目標

今後5年間の基本目標は、群馬県の教育が目指す10年後を見通して策定した第1期計画の目標を継続し、次のとおりとします。

**たくましく生きる力をはぐくむ
～自ら学び、自ら考える力を～**

その上で、この5年間の社会情勢の変化を踏まえ、次の2つの視点からこの計画に掲げる基本施策を推進し、生涯にわたる学びの中で、たくましく生きる力を育んでいきます。

(2) 基本目標を具体化するための視点

① 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付け、自己実現が図れるようにする

本県では、平成21年3月に第1期の群馬県教育振興基本計画を策定し、「たくましく生きる力をはぐくむ～自ら学び、自ら考える力を～」を基本目標に、様々な教育施策を推進してきました。

この間、社会情勢に多くの変化が生じていますが、第1期計画を策定するに当たり課題とした、少子・高齢化、情報化、国際化・グローバル化、環境問題の深刻化、雇用の多様化、社会意識の変化等の社会全体の大きな動向は、引き続き対応を考えていかなければならない状況にあります。

さらに、東日本大震災という未曾有の災害を通じ、困難に向かって諦めることなく、状況を自らの確に把握し、考え、行動する力をもつことの大切さが再認識されました。

こうした中で、一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付け、自己実現が図れるように「たくましく生きる力」を育成することは、教育において引き続き最も重要な課題として取り組みます。

② 共に支え合い、高め合いながら未来を創造していけるようにする

東日本大震災とその後の復興へ向けた努力の中から、我々が生活を営み、社会を形成し、新たな価値を作り出していくために、一人ひとりの自己実現を通して個の充実を図りつつ、共に支え合い、高め合いながら未来を創造していくことの重要性も再認識されました。こうした側面からも「たくましく生きる力」の育成に取り組みます。

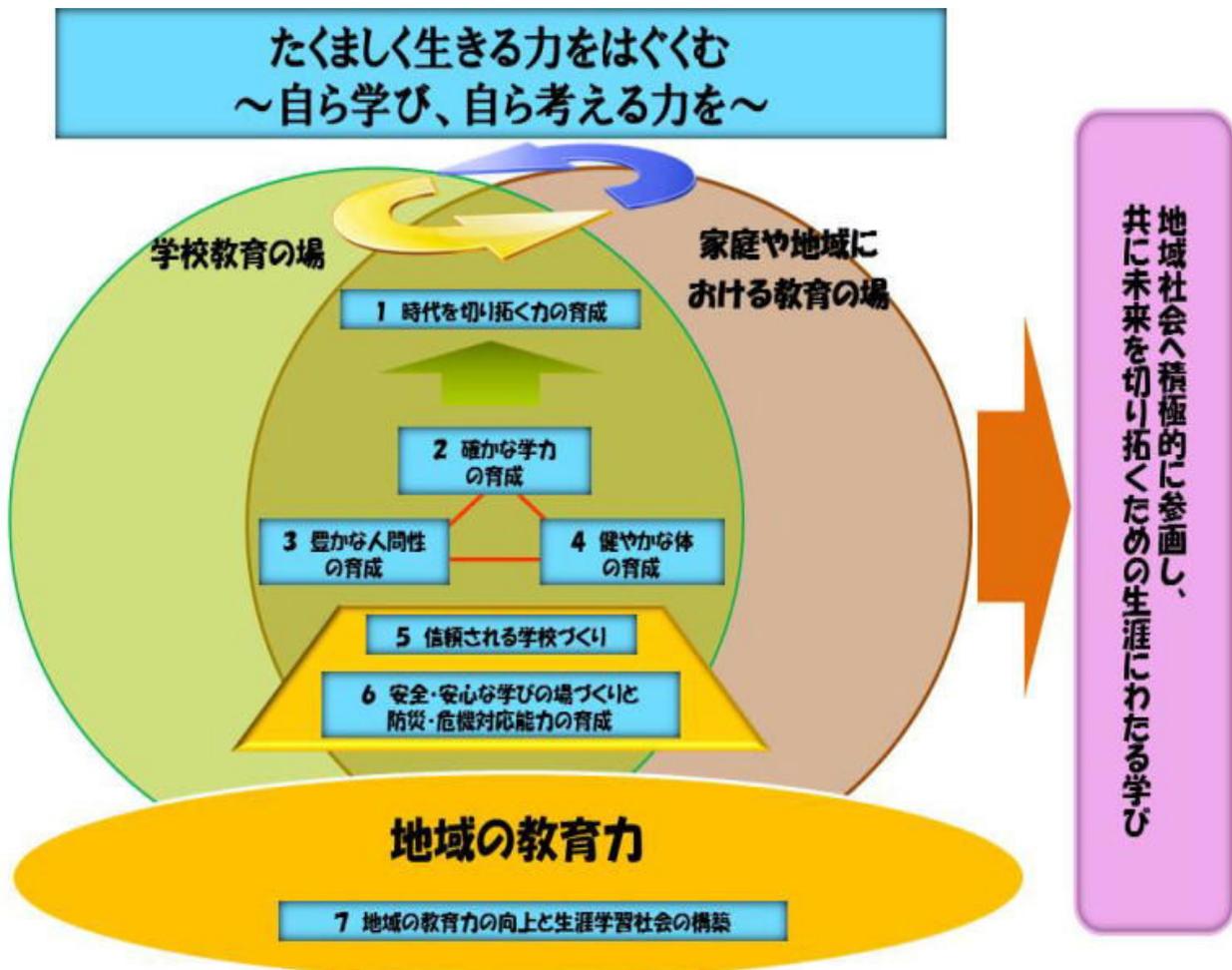
2 施策の方向

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～」の下、次の7つの基本施策を展開することにより「生きる力」を身に付け、「地域社会へ積極的に参画し、共に未来を切り拓くための生涯にわたる学び」の実現を目指していきます。

具体的には、生涯にわたる学びを通じて一人ひとりが個性や能力を生かし社会の一員として時代を切り拓いていくことができる力を育成します。

学校教育では、その基礎となる資質・能力を養うため、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、健やかな体の育成を図ります。

家庭や地域における教育では、学校・家庭・地域が連携し、子育て支援や社会教育を一層充実することにより、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、個人が直面する課題や社会の多様な課題に対応した生涯にわたる学びを推進します。



3 「7つの基本施策」と「17の取組の柱」

基本目標を実現するため、次の7つの「基本施策」と17の「取組の柱」に取り組みます。

基本施策1 時代を切り拓く力の育成

発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を根付かせるとともに、地域社会を支える人材育成を進めます。また、特別な支援を必要とする生徒の就労支援を充実させ、社会への円滑な接続を目指します。

さらに、群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深めさせます。その上で、グローバル化へ対応した教育として、主体性や積極性を身に付けさせ、異文化への理解力を高めます。

取組の柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

取組の柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組の柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

基本施策2 確かな学力の育成

児童生徒の読解力、コミュニケーション能力、自らの考えを表現し活用する力、多面的に物事を捉える力、学習を日常生活と結び付ける力を育成するとともに、「ぐんま方式」による少人数学級編制を通して、意欲をもって学ぶ学習習慣や規則正しい生活習慣を身に付けさせます。

さらに、本県のものづくりを担い新規産業分野に挑戦する児童生徒の知的好奇心や独創性を育成するため理数教育の充実を図ります。また、社会への関心を持ち、様々な情報の中から物事の本質を見極め、自らの行動に結び付けていく情報活用能力を高めます。

取組の柱④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める

取組の柱⑤ 発展的な教育により社会へ参画する力を育成する

基本施策3 豊かな人間性の育成

一人ひとりに自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、多様な体験学習やボランティア活動への参加、道徳教育や人権教育を充実させる中で、児童生徒に社会性や規範意識を身に付けさせるとともに、困難に立ち向かい最後までやり抜く力を育成します。

また、いじめの未然防止と早期発見・解決に向けた取組を進めるとともに、児童生徒による自主的な活動を支援することにより、いじめを許さない心を育てます。

取組の柱⑥ 自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組の柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

基本施策4 健やかな体の育成

学校体育や運動部活動を充実させ、教育活動全体の中で継続的に体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感させながら児童生徒の体力の向上を図ります。

また、健康と食の大切さや健康な体づくりを意識させるとともに、児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

取組の柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る

取組の柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

基本施策5 信頼される学校づくり

教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、相互に高め合う職場づくりを推進します。また、退職者の急増に備えて、ミドルリーダー等を育成します。

さらに、支え合う共生社会の構築に向けて、障害のある子とない子の交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中・高校における特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実や特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化への対応を図ります。

また、開かれた学校づくりや各学校の特性を生かした教育を推進するとともに、建学の精神に基づく特色ある私立学校教育の振興を図ります。

取組の柱⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

取組の柱⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組の柱⑫ 特色ある学校づくりを推進する

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

県立学校の耐震化を進めつつ、校舎等の長寿命化を計画的に推進します。また、学校で学ぶ意欲のある児童生徒が経済的理由により就（修）学が困難とならないための支援等を一層充実させるとともに、外国人児童生徒等への教育の充実を図ります。

さらに、児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実させ、地域ぐるみで推進します。

取組の柱⑬ 安全・安心な教育環境を確保する

取組の柱⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する

基本施策7 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築

社会全体で子育てを支援する機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、社会や地域の力を学校の教育活動に積極的に生かします。

さらに、個人や社会が直面する様々な課題に対応できる生涯学習社会の実現を目指し、多様な学習機会等の充実を図ります。

取組の柱⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する

取組の柱⑯ 社会教育を推進し地域の教育力を高める

取組の柱⑰ 生涯にわたる多様な学びを推進する

4 各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組

(1) 群馬県教育委員会の活動の活性化

法律に定められた教育委員会としての責務をしっかりと果たすとともに、知事等との意見交換や、地区別教育行政懇談会、学校訪問等の調査活動を積極的に行い、引き続き教育委員会の活動の活性化に取り組めます。

また、国で検討されている教育委員会制度改革の動きへの対応等、教育行政体制の確立に努め、教育現場の課題に迅速かつ的確に対応していきます。

(2) 広報・広聴の実施

教育施策の実施状況や教育に関する情報について、Web ページや広報紙、報道機関を通じて、適時適切に県民にお知らせします。

また、教育施策に関する県民等からの照会や相談に的確に対応します。

(3) 教育行政の総合的・計画的な推進

本基本計画を実行性あるものとするため、教職員をはじめ、関係機関・団体等に対する周知を徹底します。

また、法律に基づき教育委員会が自ら毎年度実施する点検・評価を本基本計画に沿って行い、その結果を次年度以降の取組に反映させて改善していくことにより、教育行政の総合的・計画的な推進を図ります。